

平成23年東北地方太平洋沖地震災害 特別相談窓口開設

岡崎商工会議所 中小企業相談所

このたびの大震災により、東北地方ならびに関東太平洋沿岸部を中心にその被害は未曾有の規模になっており、心よりお見舞い申しあげます。

このため、本所ではこの度の『地震災害に関する特別相談窓口』を設置しました。迅速な対応に努めてまいりますのでお気軽にご相談ください。

< 1 > 経営安定のための特別個別相談

「まだ大丈夫、何とかなる」と、事業を続けているうちに、事態はより深刻になりかねません。「早期に適切な手を打つ」ことが重要なポイントです。経営・財務内容の分析や今後の方策の検討などについて、万全の体制で皆様のご相談に応じています。

< 2 > 資金繰り支援策

災害復旧のための貸付を行います。

「災害復旧貸付」：政府系金融機関（日本政策金融公庫）による支援

	日本政策金融公庫中小企業事業	日本政策金融公庫国民生活事業
資金限度額	1.5億円	3千万円
貸付利率 貸付期間5年以内の基準利率	1.75%	2.25%
貸付期間	10年以内（据置2年以内）	
金利引き下げ措置	融資後3年間、貸付額のうち1千万円を上限として貸付金利から0.9%引下げ	
資金使途	運転資金・設備資金	

対象者は直接および間接被害の証明を市町村から受けた方になります。

「災害関係保証」事業再建資金：愛知県信用保証協会による支援

対象 罹災証明が必要で直接的な被害を受けた方。

別枠保証 保証限度額2億円（無担保は8千万円）

「愛知県融資制度：経済対策特別資金」の融資条件の緩和

対象 直接および間接被害を受けた方

資金限度額 1億円（資金使途は運転・設備資金）

貸付利率 3年：年1.5% 5年：年1.6% 7年：年1.7% 10年（設備のみ）年1.8%

直接的な被害とは本社が中部にあっても、支店や工場が被災地にある場合、被災した罹災証明書が発行されますので、適用可能となります。

間接的な被害とは取引先が被災したために被害が発生した場合となります。

既往債務の返済条件に対応いたします。

政府系金融機関、信用保証協会付融資などの返済猶予、条件変更について柔軟に対応

小規模企業向け設備資金融資の償還期間の延長 従来の7年を9年に延長

小規模企業共済、中小企業倒産防止共済制度の迅速な対応の実施

ご相談にあたっては、ご相談の内容、お申込みについて秘密は厳守します。

平成23年東北地方太平洋沖地震災害に関する特別相談窓口 電話53-6500 担当 中小企業相談所長 杉浦昌幸